

子ども・子育て支援新制度に関する用語定義

○子ども・子育て支援新制度基本事項関係

●子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」(以下、法といいます。)
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正)
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)

●市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになります。(法第61条)

●市町村等が設置する「子ども・子育て会議」

法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言います。本会議は、区長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関(地方自治法第138条の4第3項で定める区長の附属機関)。

子ども・子育て支援新制度に関する用語定義

○認定こども園・幼稚園・保育園関係

●特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。（法第 27 条）

●幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管します。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られます（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第 2 条）

※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満 3 歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言います。

●施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第 11 条）

●特例施設型給付

支給認定日以前に特定教育・保育を利用した場合や、特別利用保育又は特別利用教育を利用した場合の給付。（法第 28 条）

※特別利用保育：3 歳以上の教育認定子どもに対して保育を提供することです。

特別利用教育：3 歳以上の保育認定子どもに対して教育を提供することです。

子ども・子育て支援新制度に関する用語定義

○地域型保育事業関係

●地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)

●特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言います。(法第29、43条)

●地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。(法第11条)

●特例地域型保育給付

支給認定日以前に地域型保育を利用した場合や、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を利用した場合の給付。(法第30条)

※特別利用地域型保育:3歳以上の教育認定子どもに対して地域型保育を提供することです。

特定利用地域型保育:3歳以上の保育認定子どもに対して地域型保育を提供することです。

●小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)

●家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

●居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

●事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)

子ども・子育て支援新制度に関する用語定義

○認定関係

●保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第9条)

●認定区分

- ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

●保育標準時間認定（2号・3号認定）

主にフルタイムの就労を想定した保育認定

保育利用時間は、平均275時間／月（212時間超・292時間以下）

●保育短時間認定（2号・3号認定）

主にパートタイムの就労を想定した保育認定

保育利用時間は、平均200時間／月（212時間以下）

●教育標準時間認定（1号認定）

1日3～4時間の幼児教育の時間

子ども・子育て支援新制度に関する用語定義

○その他

●確認制度

給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条)

※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事は市町村が行います。

●地域子ども子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)

●従うべき基準

適合しなければならない基準。

法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されませんが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されます。

●参酌すべき基準

十分参照した上で判断しなければならない基準。

法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されます。